

異議申出人

北原 豊 様

加東市選挙管理委員会
委員長 井 村 重 文

決 定 書

上記異議申出人（以下「申出人」という。）が令和4年11月4日付けで提起した同年10月23日執行の加東市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）に係る選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、次のとおり決定する。

主文

本件異議申出を棄却する。

1 異議申出の趣旨及び理由の要旨

(1) 異議申出の趣旨

申出人は、当委員会に対し本件選挙における選挙の効力を無効とするとの決定を求めるものである。

(2) 異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、要約すると以下のとおりである。

本件選挙において加東市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）が発行した選挙公報（以下「本件公報」という。）に、候補者から提出された掲載文を原文のまま掲載していないのは、加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成18年条例第7号。以下「条例」という。）第4条に違反している。

本件公報において、候補者である申出人が提出した掲載文の原稿（電子データ）に対し意図的にノイズ（汚れ）を付けてぼかしたような画像にし、また、原稿の縦横比を変え、縮小して潰れた文字にして読みにくくすることで、有権者に不快感や不信感を与える内容に編集して印刷、発行したことは、明らかに「掲載文を原文のまま

選挙公報に掲載しなければならない」との条例の規定に違反しており、申出人の票を減らそうとした選挙妨害である。

この選挙妨害行為がなく、提出した原文どおりに本件公報が印刷されていれば、申出人に対する有権者の信頼度が増すことにより100票以上入るので、16番目の当選者の得票数を超えて申出人が当選していた可能性がある。

つまり、条例に違反して意図的に読みにくく編集された選挙公報が配布されたことが、申出人の落選の原因となった可能性がある。

2 決定の理由

(1) 本件異議申出の要件

当委員会は、申出人から令和4年11月4日に提出された本件異議申出書を確認したところ、異議申出の趣旨と理由に不明確な箇所があったことから、同月10日付けで補正を指示した。これに対し、申出人から同月17日に補正書が提出され、異議申出の要件を確認したところ適法なもの認められたので、当委員会はこれを受理し、口頭意見陳述を経て、慎重に審理を行った。

(2) 選挙無効の判断基準

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第1項の規定により「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」とされ、「選挙の規定に違反する」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」（昭和27年12月4日最高裁判決）とされている。また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実には生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合」（昭和29年9月24日最高裁判決）とされている。

本件異議申出に係る申出人の主張について、本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて検討する。

(3) 当委員会による事実認定及び判断

ア 事実認定

加東市議会議員選挙の選挙公報の発行については、法第172条の2の規定に基づいて定めた条例第3条第1項に「候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、委員会の指

定する期日までに委員会に文書で申請しなければならない。」と規定し、条例第4条第1項には「委員会は、前条第1項の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。」と規定している。また、掲載文の訂正については、加東市公職選挙法令執行規程（平成18年告示第3号。以下「執行規程」という。）第52条第1項に「委員会は、前3条の規定に違反して記載し、又は記録した掲載文の申請があったとき、又は原稿が汚れている等印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し、当該箇所を訂正を求めることができる。」及び同条第2項に「候補者が前項の規定による求めに応じない場合は、委員会は、必要な訂正をすることができる。」と規定している。

本件公報の発行にあたっては、令和4年8月末に開催した本件選挙の立候補予定者説明会において、選挙公報掲載文の作成方法等を記した「候補者のしおり」と紙の原稿用紙及び原稿用紙の電子データを保存したCD-Rを参加者に配付し、内容について説明を行った。

「候補者のしおり」には「選挙公報掲載文原稿用紙記載上の注意事項」として、電子データによる原稿提出の場合には、当委員会が提供する電子データ用原稿用紙を利用し、提出時に電子データを印刷した見本を提供すること、掲載文は原稿用紙の枠内に記載すること、必ず白黒又はグレースケールで記録すること等、原稿作成、提出に必要な説明及び注意事項を記載している。

申出人は、10月3日に、掲載文の電子データを記録したCD-R及び印刷見本として、原稿データを紙に白黒印刷して余白を切り取り紙の原稿用紙に貼り付けたものを当委員会に提出した。その際、事務局職員が事務室のパソコンでCD-Rの中にPDF形式の原稿データが入っていることを確認し、また、印刷見本については紙の原稿用紙の掲載枠内に貼り付けてあったため、適正なサイズであると思い込んで受け取った。

各候補者から提出された本件公報の原稿は、10月7日に本件公報の編集・印刷・仕分け作業を委託した印刷会社（以下「委託先」という。）へ渡し、10月13日に委託先から初校データがメールで送付されたので、内容を確認して修正箇所を指示（余白部分の注意書きの文言修正）し、10月14日に修正後のデータを受け取っている。校正データはその都度、候補者から提出された掲載文の印刷見本と照合し内容を確認したが、大きさの確認はしていなかった。また、告示日（10月16日）午後6時から本件公報の掲載順を定めるくじを執行し、その結果決定した掲載順に並べ替えられた最終校データを確認した後、委託先へ印刷を指示した。なお、最終校データは加東市ホームページ内に設けた加東市議会議員選挙のページに掲載した。印刷された本件公報は、10月18日の夕刻に当委員会に納品され、10月19日に市内の各自治会を通じて各戸に配布するとともに郵送希望者

へ発送した。

10月20日、申出人から当委員会に対し、本件公報に掲載された申出人の掲載文が、原文より縮小され文字が潰れていると連絡があった。委託先に確認したところ、申出人の作成した原稿データにおいて、掲載文及び氏名が当委員会が指定する記載枠からはみ出しており、指定枠内に収まるよう元の大きさの約93%に縮小した事実を確認した。申出人が「約93%「園」という文字が潰れる程度まで縮小」と主張する部分については、加東市ホームページ上に掲載した本件公報の画像を600倍程度に拡大すると、「園」の文字の中央部分がぼやけることを確認した。しかし、印刷までの3度の校正において、申出人の掲載文が特段読み辛いと感じた職員はおらず、また、本件公報の配布後、申出人以外から文字が読み辛いといった苦情等は1件も寄せられていない。

なお、申出人が「原文にない薄い灰色のノイズによって、有権者が見るとボケたような画像」と主張する部分については、校正の際、カラー原稿を白黒原稿に変換した影響と考えられるが、白紙と比較してようやくノイズが分かる程度のものである。「候補者のしおり」の注意事項には、「掲載文は、必ず白黒またはグレースケールで記録してください。」とあり、それに対し申出人は「「…ください。」とお願い形式になっている」、「お願いだったため、カラー記録致しました。」と申出書に書いている。つまり申出人は、注意事項の内容を認識しながら、敢えてそれに反する方法で提出しており、当然、カラー原稿から白黒又はグレースケールに変換することにより発生する支障等は想定できたと考えられる。

イ 当委員会における判断

初めに、「選挙の規定に違反すること」に該当するか否かについて判断する。

申出人が「約93%「園」という文字が潰れる程度まで縮小」と主張する部分については、前述のとおり、はみ出した部分が記載枠内に収まるよう縮小している。しかしながら、当委員会から申出人に対して、その掲載文の訂正を求めることなく、職権で訂正を行っている。これは、候補者が訂正の求めに応じなかった場合に委員会が必要な訂正をすることができるとしている、執行規程第52条第2項の規定に違反していることから、法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反」するものと認められる。

次に、この訂正が、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当するか否かについて判断する。

「選挙の結果に異動を及ぼす虞れがある」というのは、当該選挙の管理執行の手続に関する規程違反がなかったならば、選挙の結果につきあるいは異なった結果を生じたかも知れないと考えられる場合をいう（昭和29年9月24日最高裁判

決)。選挙の結果とは、結局当選人の決定ということであるから、一般的には、選挙人の投票に影響を与え、異なった投票を生じさせ、ひいては、当選人の決定を異ならせる可能性を有するか否かである。この可能性は主観的な可能性ではなく、客観的なものでなければならない。

申出人は、「選挙妨害行為がなければ有権者にボケた画像による不快感や潰れた文字により候補者に対して不信感を与えることもなく」「原稿どおりボケていなければ、信頼度が増し」「100票以上はいるので371票を超え当選していた可能性」があると主張している。しかし、そもそも申出人の公報が、有権者に対し、申出人の主張するような不快感や不信感を与えるとも考えがたく、原稿どおりであれば信頼感が増すとも一概に言えないと思われる。また、規定違反がなかったら、すなわち縮小されていなかったら、有権者に不快感や不信感を与えたとも言えず、縮小前の画像と縮小後の画像を比較してもそれほど大きな違いが現れているようにも見えないことから、選挙人の投票に影響を与え、異なった投票を生じさせるものでもない。さらに、申出人は、その点につき、客観的な説明や具体的な事実の適示をせず、申出人の主観のみに基づいた主張をしていると言わざるを得ない。得票数に与えた影響についても、根拠となる証拠の提出はなく、単なる憶測による主張を行っているにすぎないと思われる。

よって、申出人の主張が、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当すると認めることはできない。

よって、申出人の主張には選挙無効に該当する事実は認められないので、当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

教 示

この決定に不服のある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で兵庫県選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。